

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 8 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで
私は、昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 20 日までA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
間違いなく勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給料支給明細書、源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、当該事業所に申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 60 年 8 月の給料支給明細書の厚生年金保険料控除額から 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主（B社）は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日からはA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ期間にA社B工場の厚生年金保険被保険者記録があり、昭和38年4月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）

がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日からはA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社B工場及びA社に継続して勤務し、また、申立人と同じ期間に両事業所における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の供述から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）

がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月19日から56年5月1日まで

亡夫は、A社に申立期間も継続して勤務していたが、同期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

間違いなく勤務していたので亡夫の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は平成13年11月2日に解散し、14年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も当時の資料は保管していないと回答していることから、申立内容を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、申立期間に当該事業所で厚生年金保険被保険者記録のある複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和56年5月1日、同記号番号払出日は同年5月9日と記録されており、申立人の妻が申立人と一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚の同記号番号も同日に連番で払出しされていることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和56年5月1日と記録され

ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。